(2)

地域医療構想調整会議の 運営について

期间

こおける議論 **地域医**療 7

平成29年8月25日

第1回

広島県医療審議会

〇 地域医療構想の策定段階から調整会議を設置

二次保健医療圏ごとの地域 の連携組織(地域保健対策協議会)をベースに地域医療構想の策定段階から調整会議を 「地域医療構想策定ガイドライン」に沿って、 設置し、議論を行っている。 本県では,

- ・平成28年3月の構想策定までに,各圏域で5回程度(計32回)開催
- 構想策定後の平成28年度は, 各圏域1~3回程度開催し, 病床機能報告結果の 共有に加え,次期保健医療計画の二次保健医療圏などを協議
- 平成29年度からは,同会議に「病院部会」を設置し,病床の機能の分化及び 回復期病床を充実させるための円滑な病床機能の転換に 関する事項等について協議を行うこととしている。 連携に関する事項,

平成28年度の開催状況

※ 保健医療計画の評価など,既存の会議との合同開催も可能としている。

区域	第1回	第2回	一
1	OH28.9.2 - H27病床機能報告の結果 - 基金を活用した病床転換支援 - 今後のスケジュール		
広島西	OH28.10.7	OH29.1.26	
	・今後の進め方	・二次保健医療圏の見直し検討	
	・H27病床機能報告の結果	・次期高齢者プラン策定	
	・基金を活用した病床転換支援	•	
	二次保健医療圈		

(٠,

?::::::::::::::::::::::::::::::::::::		0H29 2 27	,是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
	-H27病床機能報告の結果	・呉地域保健医療計画のH28進捗状況	
- 在宅医療	在宅医療·介護連携推進事業	・高齢者プランの検討に係る圏域単位で	
・高齢者プラン	ラン	の検討事項	
中央 OH28.5.19	6	OH28.9.29	OH29.3.9
	·広島県地域医療構想	- 医療介護提供体制の現状	•H28地域保健医療計画
今年度の運営		・H27病床機能報告の結果	・H28健康ひろしま21広島中央圏域
H27病月	H27病床機能報告の結果	・地域包括ケアシステムの構築状況	三世
次期計画検討	町検討		
属三 〇H28.9.12	7		《《《··································
-H27病床	-H27病床機能報告の結果		
- 次期保個	·次期保健医療計画策定		
- 基金の活用			・ プログラン・ 100mm できます。 100mm できない
- 地域包括	・地域包括ケアシステムの推進・支援		
福山• OH28.6.28		OH28.12.20	
府中 - H27 病床	・H27病床機能報告の結果	-療養病床入院患者の調査結果	•
- 地域医療	·地域医療介護総合確保事業	・圏域の状況	
(28年度		(臓器別,主要病院別など)	
		·在宅死実態調査	
	-	-二次保健医療圏見直し検討	
備北 OH28.9.26	90		
-構想実現	-構想実現に向けた取組の現状		
- 岩板包括	・地域包括ケアシステムの構築		
- 在宅文播	- 在宅支援に係る調査報告		
夜間滞在	夜間滞在型コミュニティホーム(仮称)		

〇「公的医療機関等2025プラン」の策定を求める国の要請

脚加

調整会議における議論の進め方については,地域医療構想策定ガイドラインで示 都道府県及び日本赤十字社,国立病院機構等の法人 国から,8月4日付けで「公的医療機関等2025プラン」の策定, 特定機能病院等の開設者に対して,依頼文が発出された。 会議への提示と議論について、 されているが、

目的

周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から の役割の明確化を図ること。 小児医療, 救急医療,

プランの主な内容

)策定が依頼されている医療機関

- 厚生連等が開設する病院 公的医療機関 ‥ 公立病院以外の済生会,
- 共済組合や健康保険組合等が開設する病院
- 特定機能病院,地域医療支援病院
-)策定時期と調整会議への提示
- [第3回調整会議へ提示] 救急医療や災害医療等の政策医療を担う医療機関 … 9月末まで
- ・その他の医療機関 ・・12月末まで【第4回調整会議へ提示】
- 策定する内容
- 現状と課題 ・・構想区域の現状と課題,自施設の現状と課題
- 担うべき役割・持つべき病床機能・病床規模等の見直しなど 今後の方針
- : 上記を踏まえた病床等の整備計画,診療科の見直し,数値目標な 具体的な計画

平成28年度中に策定の「新公立病院改革プラン」による議論を想定 公立病院については、 ×

構想策定の段階から,地域医療構想調整会議を設置して議論を進めている 医療機関の自主的な取組と相互の協議が前提 地域医療構想の実現に向けては、 広島県では,

地域医療構想の実現

- まず、医療機関が「地域医療構想調整会講」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道所県は、 **地域医療小羅総合確保基金を活用。**
 - 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合 には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と得来の 方向性の共有を「地域医

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会 擬」での弦擬を促進。

- 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担 ・中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- @ その色の困聚機関にしいて、中心的な困避機関 が担わない機能や、中心的な医療機関との連携 等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP 2 「地域医療小質総合確保基金」により支援

「却域医療个職物合確保基金」を活用 して、医療機関の機能分化・連携を支援。 都道府県は、

病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の 補助等を実施。

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、 調しんる難りなど 機能分化・連携を推進。 SIES

の 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しよう とする医療機関に対して、転換の中止の命令(公司図 【医療法に定められている都道府県の権限、 **敷板関等)及び要請・勧告(民間医敷機関)**

- ② 協議が関わない等の場合に、地域で不足している困 療機能を担うよう指示 (公的医療機関等) 及び要請・勧 12 (民間医数機限) <u>@</u>
- 構院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条
- の人のの状態には、超過后味の財衆路減化の動成外路へ即の 及び製器・勧告(民間威象機関) *
- 始祖、命令、指示に従わない、函裁機関には、函数機関なの公扱や地域函数技能を院の承認の受消し等を行じにとができる。 手統
 せな経る
 必要
 がある。 × では、〜機能分化・連携が進まない場合将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけ

調整会議での議論の進め方に関する意見 ○ 国の医療計画の見直し等に関する検討会では, が出かれていた。

公的医療機関等が担う医療機能の明確化 ⇒ 政策医療を担う中心的な医療機関,

地域医療構想調整会議での議論の進め方について

医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめより抜粋】

く地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理>

医療機能の役割分担にしいて

構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域 における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、 どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関 が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。

構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能

公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能

(公立務院の担)医療機能については、新公立裁院改争ガイドラインに魅力部被討すること)

地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能

₩

厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」資料

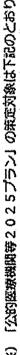
(国は年4回を想定)が望まれるが, ○ 構想の実現に向けて,調整会議による計画的な協議 地域の実態に合わせた取組が重要

	A Communication of the Communi		`		
(イメージ)	時間の達成を目指す	1月 2月 3月		全国状况を整理)	●次年度の複数の具体的な取 利について意見の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
根調整会議の進め方のサイクル (イメージ	すことで、地域医源	10月 11月 12月	・ おば 所 平 敬 真 研 体 (後 現) ・ 類 床 機 能 製 告 の 実 斑	第 に回 業等 ま 選携に向けた好事例や調整困難事例について収集・整理(国において全国状況を整理 対・医標準関簧に対する情報連携(漢事録の公開、説明会等)	●次年度における基金の指用 ●次年度における基金の指用 ・次年度における基金の活用 ・次年度における基金の活用 等を現野に入れ、機能ごとに 具体的な医療機関名を挙げた ラスで、機能分化・選携指し うえで、機能分化・選携指し くは抗陰についての具体的な 決定
調整会議の進め	ユールを毎年繰り返	7月 8月 9月	・ 指道角県城昌研修(中周) ・ 地域医療構造の取組状況の 把握	第 (に) (に) (に) (に) (に) (に) (に) (に) (に) (に)	● 20回目
地域医療構想	次のような年間のスケジュールを毎年繰り返すことで、地域医療構想の達成を目指す。	4月 5月 6月	・ 作道体保護員事権 (前周) ・ データブック配布及び契明会・ 基金に関するとアリング	(甲成29年度については、第 7次医療計画に同けた核対を 別始) ●具体的な機能分化・運獲に同 けた取組の整理について ・原全体の塔床機能や5 事業等 分野ごとの不足状況を明示 ●対馬にの不足状況を明示	● 新床機能和告や医療計画 テータンツク等を酸素及に役 前分類について強度 ・不足する医療機能の確認 ・各医療機関の放射の明確化 ・各医療機関の放射の明確化 ・各医療機関の放射が明確化 ・各医療機関の放射が開催化 ・各医療機関の対射機能を やデータブックの活用
	の次の	3,5	▶	Son And Are on a	SME SOM VIV. MM
			Ø		麗閦似淵

厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」資料

公的医療機関等2025プランについて

- 公的医療機関は、地域医療対策協議会のメンバーに含まれており、また、地域医療対策への協力競 務が課されているなど、地域における医療確保を担うこととされている。 O
- 健康保 険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関については、地域医療構想の達成を図るため に都道府県知事が行使することができることとされている権限の位置付けが、他の医療機関に対する 公的医療機関及び医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、 ものと異なる。 また、 O
- ψ の設立の経緯と、現に地域における医療確保に果たしている役割を鑑みると、今後も、地域における その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関についても、 医療確保に一定の役割を果たすことが期待されているものと考えられる。 O
- 地域医療支援病院及び特定機能病院については、公的医療機関と同様、地域医療対策協議会のメンバーに含まれているなど、地域における医療確保の役割を果たすよう努めることとされている。 O
- 公的医療機関をはじめとしたこれらの医療機関については、地域において今後担うべき 役割等の方向性を、降先して明らかにし、地域で共有することが必要ではないか。
- これらの医療機関に対して、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機 関等2025プラン」(※)の作成を求めることとする。 O
- 策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論するこ ととする。 O



公の民族権政(日本赤十字社、社会協社法人路路財団済任会、厚任農権国向組合議合会等が認治する民保権制)(公立民院終く)民僚法据7条の2第1項第2号から第8号に掲げる著(共済組合、他家保険組合、地域民族抵抗強権措等)が成設する民族規則その政策規則その政策規則、大の他の独立行政法人(国立在院規模、労働強権限安全組織)が認践する民僚組団 00000

西瓦斯蘇坎茲尼院 珍托數語尼院

 ∞

厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」資料

参考:プラン策定が想定される県内の公的医療機関等

大済, 健保, 国立など	広島大学病院 広島記念病院 吉島病院	広島西医療センター	呉医療センター 中国労災病院 呉共済病院 呉市医師会病院	東広島医療センター 呉共済病院忠海分院	三原市医師会病院 因島総合病院(日立造船健保)	福山医療センター中国中央病院	
公的	広島赤十字・原爆病院 済生会広島病院 JA吉田総合病院	JA廣島総合病院	済生会呉病院		JA尾道総合病院 三原赤十字病院		庄原赤十字病院
公立	県立広島病院 広島市民病院 か入市民病院 安佐市民病院 安芸市民病院 な芸市民病院 な芸木田病院 な芸太田病院 北広島町豊平病院		公立下蒲沟病院	県立安芸津病院	尾道市立市民病院 公立みつぎ総合病院 公立世羅中央病院	福山市民病院 府中市民病院 府中北市民病院 神石高原町立病院	市立三次中央病院 庄原市立西城市民病院
題域	万島	広島西	u K	中	里	福山•府中	備北

※ 府中市湯が丘病院(公立), 賀茂精神医療センター(国立)や障害者医療施設を除く。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」について

地域医療構想調整会議(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)における具体的な議論の進め方については、昨年12月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされている。

公的医療機関等(同法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。)や、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院については、これらの医療機関が地域において果たしている役割等に鑑み、他の医療機関に率先して、地域医療構想(同法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要である。

今般、上記の医療機関の開設者等に対し、別添のとおり、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等2025プラン」を策定した上で、当該プランを地域医療構想調整会議に提示し、議論を行うよう依頼したので、ご了知の上、地域医療構想調整会議において具体的な協議が進むよう、遺憾なきを期されたい。

特に、地域医療構想調整会議における協議のスケジュールについて、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされていることや、別添「公的医療機関等 2 0 2 5 プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」の趣旨を踏まえ、このサイクルで予定されている 3 回目の地域医療構想調整会議において、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関のプランが、4 回目の地域医療構想調整会議において、をの他の医療機関のプランが議論された上で、年度内に次年度の構想の具体的な取組について意見の整理がなされるよう、適切な進捗管理をお願いする。



なお、地域医療支援病院における「公的医療機関等2025プラン」の策定に関しては、別添により、貴管下の地域医療支援病院に対し、貴職より依頼願いたい。

医政発 0804 第 2 号 平成 29 年 8 月 4 日

(別記の開設主体の長) 殿

厚生労働省医政局長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について(依頼)

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、将来に向けて医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となっています。

そのような中、各都道府県は、平成 29 年 3 月までに地域医療構想(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)の策定を完了しており、今後、その達成に向けて、構想区域(同号に規定する構想区域をいう。)ごとに、地域医療構想調整会議(同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)を開催し、関係者による議論を進めていくこととなります。

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、平成28年12月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知)を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論が促進されるものと考えております。

また、医療法上、都道府県知事は、地域医療構想の達成を図るため、公的医療機関等(同法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。) に対してより強い権限の行使が可能となっております。 さらに、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する 医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院については、その設立の趣旨や、地域 における医療確保等の責務に鑑み、今後も地域に求められる役割を果たしていくこと が期待されます。

こうした点を踏まえれば、公的医療機関等を始めとする上記の医療機関が、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要と考えております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされたところです。

ついては、貴殿が設置する医療機関について、地域医療構想調整会議における具体的な議論の促進に資するよう、別添の様式を参考に「公的医療機関等2025プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等2025プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくよう、貴殿が設置する医療機関に対し依頼いただきますようお願いします。また、策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図っていただくようお願いします。

なお、「公的医療機関等2025プラン」については、別添「公的医療機関等2025プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」に沿って、地域で計画的に議論が進められるよう、可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている3回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年9月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも4回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年12月末までに策定を進めていただくようお願いします。

また、本件については、国において都道府県へ地域医療構想調整会議における議論の状況等についての進捗確認をする中で策定状況等の把握をいたしますが、これに加え、貴殿に対し直接、貴殿が設置する医療機関の策定状況等について照会をさせて頂く可能性があることを申し添えます。

(別記)

日本赤十字社社長 社会福祉法人恩賜財団済生会会長 全国厚生農業協同組合連合会会長 社会福祉法人北海道社会事業協会会長 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 国家公務員共済組合連合会理事長 公立学校共済組合理事長 日本私立学校振興·共済事業団理事長 健康保険組合連合会会長 全国健康保険協会理事長 独立行政法人国立病院機構理事長 独立行政法人労働者健康安全機構理事長 各特定機能病院開設者 各地域医療支援病院開設者

医政発 0804 第 2 号 平成 29 年 8 月 4 日

各地域医療支援病院開設者 殿

厚生労働省医政局長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について(依頼)

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、将来に向けて医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となっています。

そのような中、各都道府県は、平成29年3月までに地域医療構想(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)の策定を完了しており、今後、その達成に向けて、構想区域(同号に規定する構想区域をいう。)ごとに、地域医療構想調整会議(同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)を開催し、関係者による議論を進めていくこととなります。

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、平成28年12月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成 27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)を参考に、平成28年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論が促進されるものと考えております。

また、医療法上、都道府県知事は、地域医療構想の達成を図るため、公的医療機関等(同法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。) に対してより強い権限の行使が可能となっております。 さらに、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する 医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院については、その設立の趣旨や、地域 における医療確保等の責務に鑑み、今後も地域に求められる役割を果たしていくこと が期待されます。

こうした点を踏まえれば、公的医療機関等を始めとする上記の医療機関が、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要と考えております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2 年間程度で集中的な検討を促進することとされたところです。

ついては、貴殿が設置する医療機関について、地域医療構想調整会議における具体的な議論の促進に資するよう、別添の様式を参考に「公的医療機関等2025プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等2025プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくよう、貴殿が設置する医療機関に対し依頼いただきますようお願いします。また、策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図っていただくようお願いします。

なお、「公的医療機関等2025プラン」については、別添「公的医療機関等2025プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」に沿って、地域で計画的に議論が進められるよう、可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている3回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年9月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも4回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年12月末までに策定を進めていただくようお願いします。

また、本件については、国において都道府県へ地域医療構想調整会議における議論の状況等についての進捗確認をする中で策定状況等の把握をいたしますが、これに加え、貴殿に対し直接、貴殿が設置する医療機関の策定状況等について照会をさせて頂く可能性があることを申し添えます。

(別記)

日本赤十字社社長 社会福祉法人恩賜財団済生会会長 全国厚生農業協同組合連合会会長 社会福祉法人北海道社会事業協会会長 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 国家公務員共済組合連合会理事長 公立学校共済組合理事長 日本私立学校振興·共済事業団理事長 健康保険組合連合会会長 全国健康保険協会理事長 独立行政法人国立病院機構理事長 独立行政法人勞働者健康安全機構理事長 各特定機能病院開設者 各地域医療支援病院開設者

○○病院 公的医療機関等2025プラン (参考資料)

平成29年 〇月 策定

【〇〇病院の基本情報]	
医療機関名:		
開設主体:		
所在地:		
許可病床数: (病床の種別)		
(病床機能別)		
稼働病床数: (病床の種別)		
(病床機能別)		
診療科目:		ē
職員数: ・ 医師 ・ 看護職員		
・ 専門職 ・ 事務職員		

【1. 現状と課題】

① 構想区域の現状

- 2025年に向けて、それぞれの患者が、状態に応じて必要な医療を適切な場所で受けることのできる医療提供体制の構築に向けて、各医療機関が、地域における自らの立ち位置を把握するためには、地域ごとの実情を把握することが必要。
- 各地域で策定した地域医療構想等を参考に、構想区域の現状について記載。

都道府県が策定した地域医療構想を参考に記載すること。

(記載事項例)

- ・ 地域の人口及び高齢化の推移
- 地域の医療需要の推移
- ・ 4機能ごとの医療提供体制の特徴
- ・ 地域の医療需給の特徴(4機能ごと/疾患ごとの地域内での完結率、等) 等

適宜、図表を使用 (地域医療構想、医療計画等を参考とすること)

② 構想区域の課題

- 各医療機関が、地域において今後担うべき役割を検討するに当たり、その前提として、 地域ごとの課題を把握することが必要。
- 構想区域における課題について、①の記載事項を踏まえて整理し、記載。

都道府県が策定した地域医療構想を参考に記載すること。

(具体例)

- ・ 人口減少に伴い、地域の医療需要も減少傾向にある
- ・ 急性期医療の提供体制について、複数の医療機関で一部機能が重複している
- ・ 急性期医療を受けた後の患者の受け皿となる医療機関が不足(いわゆる出口問題が深刻)等

適宜、図表を使用 (地域医療構想、医療計画等を参考とすること)

③ 自施設の現状

- 医療提供体制の構築に向けて、各医療機関が、地域における自らの立ち位置を把握する ため、地域の実情に加え、自施設の現状を把握することが必要。
- 自施設の現状として、自施設の持つ設備・人材などの医療資源や、地域において現在果 たしている役割等について記載。

(記載事項例)

- 自施設の理念、基本方針等
- ・ 自施設の診療実績(届出入院基本料、平均在院日数、病床稼働率、等)
- ・ 自施設の職員数(医師、看護職員、その他専門職、事務職員、等)
- 自施設の特徴(4機能のうち○○が中心、等)
- ・ 自施設の担う政策医療(5疾病・5事業及び在宅医療に関する事項)
- ・ 他機関との連携(周産期医療については他の医療機関との連携を前提に対応、等) 等

適宜、図表を使用

④ 自施設の課題

- 各医療機関が、地域において今後担うべき役割を検討するに当たり、地域ごとの課題を 踏まえ、自施設の持つ課題を整理することが必要。
- 自施設の課題について、①~③の記載事項を踏まえて整理し、記載。

(具体例)

- ・ 地域の医療需要の減少が見込まれること、近隣の○○病院との機能の一部重複があることから、現状の体制を維持するべきか否か、検討が必要
- ・ 地域で不足している、急性期医療を受けた後の患者の受け皿となる医療機関の整備に向けて、当院の役割の再検討が必要

適宜、図表を使用

【2. 今後の方針】 ※ 1. ①~④を踏まえた、具体的な方針について記載

① 地域において今後担うべき役割

(具体例)

- ・ 〇〇病院のみでは対応しきれない、脳卒中及び心血管疾患への対応を中心とした急性期 医療の提供体制は維持していく
- ・ 地域における回復期機能の一翼を担う 等

② 今後持つべき病床機能

(具体例)

- ・ 現在の急性期病棟は一定程度維持する必要があるが、規模の適正化を検討する
- ・ 回復期機能を提供する病棟の整備について検討する 等

③ その他見直すべき点

(具体例)

・ 医療機関全体として、病床利用率が低下傾向であり、今後の医療需要の推移を加味して、 最適な病床規模について検討する 等

【3. 具体的な計画】 ※ 2. ①~③を踏まえた具体的な計画について記載

① 4機能ごとの病床のあり方について

<今後の方針>

	現在 (平成28年度病床機能報告)		将来 (2025年度)
高度急性期			
急性期]	
回復期] →	
慢性期		1.	
(合計)			

< (病棟機能の変更がある場合) 具体的な方針及び整備計画> (記載事項例)

- 病棟機能の変更理由
- 病棟の改修・新築の要否
- 病棟の改修・新築の具体的計画 (具体例)
- 地域に不足する回復期機能を提供するため、7階A病棟を急性期から回復期に変更
- 病棟機能の変更に伴い、リハビリテーション室を1室作成(2病室を廃止) リハビリテーション室の増築に伴い、病床数を減少(40床→30床)

〈年次スケジュール(記載イメージ)>

	取組内容	到達目標	(参考) 関連施策等
2017年度	○合意形成に向けた協議	○自施設の今後の病床のあり方 を決定(本プラン策定)	集中的公
2018年度	○地域医療構想調整会議に おける合意形成に向け検討	○地域医療構想調整会議におい て自施設の病床のあり方に関す る合意を得る	集中的な検討を促進 第7 期 険 第7 保 第
2019~2020 年度	○具体的な病床整備計画を 策定	○2019年度中に整備計画策定	事業計画 7 次 医
٠,	○施工業者の選定・発注	○2020年度中に着工 (・現病棟の担う機能は一時 的に他の病棟で補う)	療計画
2021~2023 年度		○2022年度末までに ・新病棟稼働 (・旧病棟廃止)	第8期 介護保険 事業計画

② 診療科の見直しについて

検討の上、見直さない場合には、記載は不要とする。

<今後の方針>

▽ 7 図のカヨン			
	現在 (本プラン策定時点)		将来 (2025年度)
維持		→	
新設		→	
廃止			
変更・統合		→	

- < (診療科の見直しがある場合) 具体的な方針及び計画> (記載事項例)
 - ・ 診療科の新設・廃止・変更・統合等の理由
 - (新設等の場合)具体的な人員確保の方策
 - ・ (廃止等の場合)廃止される機能を補う方策

(具体例)

- 近隣の○○病院との機能の重複があるため、△△科を廃止
- 地域における△△科の患者については、協議の上、○○病院で対応していただく方針
- ・ 構想区域内に提供施設がないため、□□科を新設
- ・ □□科については、隣接する構想区域の▽▽病院と提携し、人員を確保

③ その他の数値目標について

医療提供に関する項目

- · 病床稼働率
- 手術室稼働率
- 紹介率
- 逆紹介率

経営に関する項目*

- 人件費率
- ・ 医業収益に占める人材育成にかける費用 (職員研修費等)の割合
- *地域医療介護総合確保基金を活用する可能性がある場合には、記載を必須とする。

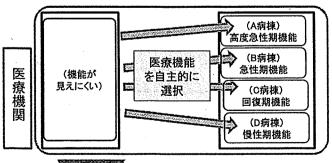
【4. その他】 (自由記載) ※本資料は、「第7回地域医療構想に関するワーキンググループ」 (平成29年7月19日開催) において公表した資料を一部改編したものである。

公的医療機関等2025プランについて

1

地域医療構想について

- 〇 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度 中に全都道府県で策定済み。
 - ※「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 〇 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の 医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作 成。平成27年3月に発出。



病床機能報告

都道

府県

医療機能の現状と今後の 方向を報告(毎年10月)

(「地域医療構想」の内容)

- 1. 2025年の医療需要と病床の必要量
- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療 需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
- 2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

○ 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」 で議論・調整。

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を 策定し、更なる機能分化を推進

地域医療構想の実現プロセス

- まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、 地域医療介護総合確保基金を活用。
- 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合 には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

で将 は来の

機方

が向性を

・連携が進っぬまえた、2

ま自

な主いの

場なの

組だけ

踏

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の 方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会 議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担 う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関 が担わない機能や、中心的な医療機関との連携 等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP 2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用 して、医療機関の機能分化・連携を支援。

・病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の 補助等を実施。

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、 機能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しよう とする医療機関に対して、転換の中止の命令(公的医 療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で不足している医 療機能を担うよう指示(公的医療機関等)及び要請・勧 告 (民間医療機関)
- ③ 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不 足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条 件を付与
- ④ 稼働していない病床の削減を命令(公的医療機関等) 及び要請・勧告(民間医療機関)
- ※ ①~④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の 手続きを経る必要がある。
- 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公 表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

地域医療構想調整会議での議論の進め方について

【医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめより抜粋】

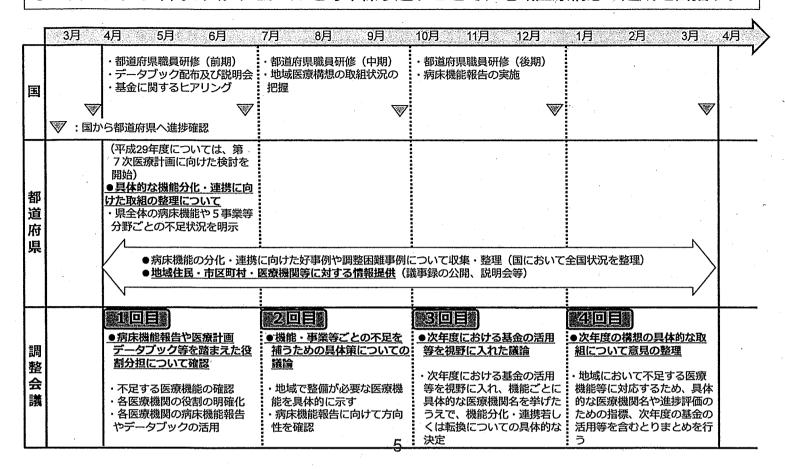
<地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理>

- 医療機能の役割分担について
 - ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有
 - (ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化
 - 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域 における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、 どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関 が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。
 - 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
 - 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能 (公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき検討すること)
 - 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能

等

地域医療構想調整会議の進め方のサイクル(イメージ)

○ 次のような年間のスケジュールを毎年繰り返すことで、地域医療構想の達成を目指す。

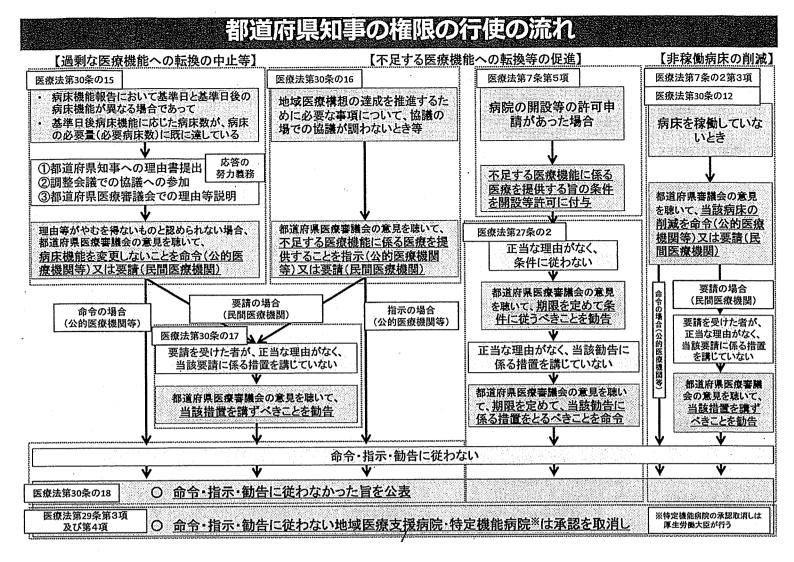


「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定) [抜粋]

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定等

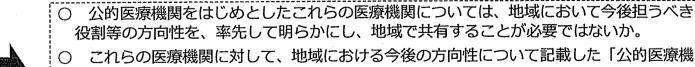
地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

地域医療構想における2025年(平成37年)の介護施設、在宅医療等の追加的必要量(30万人程度)を踏まえ、都道府県、市町村が協議し整合的な整備目標・見込み量を立てる上での推計の考え方等を本年夏までに示す。



公的医療機関等2025プランについて

- 公的医療機関は、地域医療対策協議会のメンバーに含まれており、また、地域医療対策への協力義 務が課されているなど、地域における医療確保を担うこととされている。
- また、公的医療機関及び医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、健康保 険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関については、地域医療構想の達成を図るため に都道府県知事が行使することができることとされている権限の位置付けが、他の医療機関に対する ものと異なる。
- その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関についても、そ の設立の経緯と、現に地域における医療確保に果たしている役割を鑑みると、今後も、地域における 医療確保に一定の役割を果たすことが期待されているものと考えられる。
- 地域医療支援病院及び特定機能病院については、公的医療機関と同様、地域医療対策協議会のメン バーに含まれているなど、地域における医療確保の役割を果たすよう努めることとされている。



- これらの医療機関に対して、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機 関等2025プラン」(※)の作成を求めることとする。
- 策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論するこ ととする。
- (※) 「公的医療機関等2025プラン」の策定対象は下記のとおり
- 公的医療機関(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関)(公立病院除く)
- 医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関
- その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関
- 地域医療支援病院
- 特定機能病院



公的医療機関等2025プラン 目次

○ 公的医療機関等2025プランにおいては、地域医療構想に関する以下の事項について、記載を求めることを基本とすることとする。

【基本情報】

· 医療機関名、開設主体、所在地 等

【現状と課題】

- ・ 構想区域の現状と課題
- ・ 当該医療機関の現状と課題 等

【今後の方針】

・ 当該医療機関が今後地域において担うべき役割 等

【具体的な計画】

- ・ 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
 - (例)・ 4機能ごとの病床のあり方について
 - ・ 診療科の見直しについて 等
- ・ 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
 - (例)・ 病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
 - ・ 紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目
 - 人件費率等、経営に関する項目

【その他】

g

2025プランの記載事項①

- 今後、2025年に向けて、それぞれの患者が、状態に応じて必要な医療を適切な場所で受けることのできる医療提供体制の構築に向けて、各医療機関が、地域医療構想を踏まえた自らの役割を明確にすることが必要。
- 各医療機関が、今後、地域において担うべき役割を明確にするためには、
 - ① 構想区域ごとの医療提供体制の現状を把握すること
 - ② 各医療機関が現に地域において担っている役割を確認することが必要。
- 新公立病院改革ガイドラインにおいても、新公立病院改革プランに以下の事項を記載することとされている。
 - (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
 - ① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
 - 公的医療機関等2025プランにおいても、以下の事項に関する記載を求めることとする。
 - 構想区域の現状と課題
 - (上記を踏まえた) 当該医療機関の現状と課題
 - (上記を踏まえた)当該医療機関が今後地域において担うべき役割



公的医療機関等2025プランの記載事項②

- 各医療機関は、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、自らが現に地域において 担っている救急医療や周産期医療等の役割を踏まえた上で、今後地域において担うべ き役割について、改めて検討することが必要。
- 今後地域において担うべき役割については、当該医療機関内で共有するとともに、 地域医療構想調整会議においても共有し、構想区域ごとの医療提供体制の整備方針と 齟齬がないかどうか、確認が必要。
- 地域医療構想調整会議において、地域の関係者が各医療機関の方針を再確認し、今後の方向性を議論するに当たっては、提供する予定の医療機能等について明確にしておくことにより、より具体的な議論が可能となる。
 - 公的医療機関等2025プランにおいても、以下の事項に関する記載を求めることとする。
 - 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
 - (例) ・ 4機能ごとの病床のあり方について・ 診療科の見直しについて 等
 - 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
 - (例) ・ 病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
 - ・ 紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目
 - ・ 人件費率等、経営に関する項目 等

-11

公的医療機関等2025プランの策定プロセスについて

- 公的医療機関等2025プランの策定に当たっては、以下のようなプロセスを経て、 各医療機関の地域における役割について議論することとする。
- 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聴くな どにより、構想区域ごとの医療提供体制と整合的なプランの策定が求められる。
- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、 地域の関係者からの意見を聴いた上で、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も 含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかることが必要。地域医療構 想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には、策定したプランを見直す こととする。
- さらに、上記以外の医療機関においても、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、現に地域において担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することは、構想区域における適切な医療提供体制の構築の観点から重要である。まずは、それぞれの医療機関が、自主的に検討するとともに、地域の関係者との議論を進めることが望ましい。



(参考1) 新公立病院改革ガイドラインについて

13

公立病院改革の推進について

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

《経営の効率化》
 [赤字] [黒字]
 25年度
 ※ 20年度
 33条
 34条
 34条
 60%
 80%
 100%
 60%
 80%
 100%

≪再編・ネットワーク化≫

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数 162病院(H25年)
- 162病院(H25年度末)
 ・再編等の結果、公立病院数は減少
 H20:943 ⇒ H25:892 (Δ 51病院)
 H26:881 (Δ 62病院)

≪経営形態の見直し≫

(H26年度末)

- ·地方独立行政法人化(非公務員型)
- 66病院
- ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院
- ·民間譲渡·診療所化

48病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

- 1 新公立病院改革プランの策定を要請
 - (1) 策定時期:地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
 - (2)プランの期間:<u>策定年度~H32年度を標準</u>
 - (3)プランの内容:以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

再編・ネットワーク化

・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

・経常収支比率等の数値目標を設定

経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- ○再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等
- 3 地方財政措置の見直し
- 〇再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度~)

通常の整備

•••• 25%地方交付税措置

<u> 再編・ネットワーク化に伴う整備 ・・・・・ 40%地方交付税措置</u>・

連携

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行) に基づく取組(厚生労働省)

- 1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)
- <u>都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要</u> 病床数※と目指すべき医療提供体制等を内容とする 地域医療構想を策定(H27年度~)

<u>※ イメージ</u>

〔構想区域単位で策定〕

| 2025年(推計)
医療需要	必要病床数	
高度急性期	○○○ 人/日	○○○ 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 雨床

- 2 実現するための方策
- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- O <u>知事の医療法上の権限強化</u>(要請・指示・命令等)
- 〇 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

新公立病院改革ガイドラインの内容

- (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
 - ① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
 - ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割
 - ③ 一般会計負担の考え方
 - ④ 医療機能等指標に係る数値目標の設定
 - 1) 医療機能・医療品質に係るもの
 - 2) その他
 - ⑤ 住民の理解
- (2) 経営の効率化
 - ① 経営指標に係る数値目標の設定
 - 1) 収支改善に係るもの
 - 2) 経費削減に係るもの
 - 3) 収入確保に係るもの
 - 4) 経営の安定性に係るもの
 - ② 経常収支比率に係る目標設定の考え方
 - ③ 目標達成に向けた具体的な取組
 - 1) 医師等の人材の確保・育成
 - 2) 経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開 発の強化
 - 3) 民間病院との比較
 - 4) 施設・設備整備費の抑制等
 - 5)**病床利用率が特に低水準である病院における取組
 - ④ **新改革ブラン対象期間中の各年度の収支計画等 **

- (3) 再編・ネットワーク化
 - ① 再編・ネットワーク化に係る計画の明記
 - ② 取組病院の更なる拡大
 - 1) 施設の新設・建替等を行う予定の公立病院
 - 2) 病床利用率が特に低水準である公立病院(過去3年間連続して70%未満)
 - 3) 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討することが必要である公立病院
 - ③ 再編・ネットワーク化に係る留意事項
 - 1) 二次医療圏等の単位での経営主体の統合の推進
 - 2) 医師派遣等に係る拠点機能を有する病院設備
 - 3) 病院機能の再編成(公的病院、民間病院等との 再編を含む)
- (4) 経営形態の見直し
 - ① 経営形態の見直しに係る計画の明記
 - ② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項
 - 1) 地方公営企業法の全部適用
 - 2) 地方独立行政法人化(非公務員型)
 - 3) 指定管理者制度の導入
 - 4) 民間譲渡
 - 5) 事業形態の見直し

15

新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想

【新公立病院改革ガイドラインより抜粋】

- 第1 更なる公立病院改革の必要性
 - 3 公立病院改革の基本的な考え方

今後の公立病院改革の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではない。すなわち、公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域に於いて必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることにある。

(中略)

したがって、今後の公立病院改革は、医療法に基づく**地域医療構想の検討及びこれ**に基づく取組と整合的に行われる必要がある。

- 第2 地方公共団体における新改革プランの策定
 - 1 新改革プランの策定時期

(中略)

なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想の達成を推進するために行う関係者との協議の場(以下「地域医療構想調整会議」という。)の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

新公立病院改革ガイドラインの内容①

公立病院改革の基本的な考え方

- 究極の目的は、<u>公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること。</u>
- 今後の公立病院改革は、<u>医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある</u>。

17

ポイント2

新公立病院改革ガイドラインの内容②-1

地方公共団体における新公立病院改革プランの策定

- 新改革プランの策定時期は、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り 早期に策定することとし、平成27年度又は平成28年度中に策定
- ※ 仮にプラン策定後、推進法に基づく協議の場の合意事項と齟齬が生じた場合は、速やかにプランを修正
- ※ 地域医療構想における当該公立病院の病床機能等の方向性が明らかである場合、地域医療構想に先行して新改革プランを策定することも可能
- 新改革プラン対象期間は、策定年度あるいはその次年度から平成32年度までの期間を対象として策定することを標準
- 新改革プランの内容は、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に沿って記載
- 前ガイドラインによる公立病院改革プランに基づき、再編・ネットワーク化や経営形態の見直しに取り組んでいる場合であっても、現在の取組状況や成果を検証するとともに、<u>地域医療構想の達成の推進を図る観点も踏まえつつ、更なる見直しの必要性について検討</u>すべきであることから、新改革プランを策定
- 既に、自主的に前ガイドラインによる公立病院改革プランの改定を行っている場合又は地方独立行政 法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請し ている事項のうち不足している部分を追加又は別途策定

ポイント3

新公立病院改革ガイドラインの内容②-2

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- 地域医療構想の実現に向けた取組と並行して行われるものであることから、必然的に、公立病院の役割を従来にも増して精査
- 公立病院の中でも、他の病院が複数立地する人口密集地に所在する場合や、人口が少ない中山間地に所在する場合など、**立**地条件 や医療機能の違いがあることを踏まえて役割を明確化

① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たす役割

構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量等が示される地域医療構想と整合性のとれた形で、当該公立病院の将来の病床機能のあり方を示すなどの具体的な将来像(平成37年(2025年))を明確化

② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

- 中小規模の公立病院にあっては、例えば在宅医療に関する当該公立病院の役割を示す、住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な機能を示すなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化
- 大規模病院等にあっては、緊急時における後方病床の確保や人材育成など病院の特性に応じて果たすべき役割を明確化

③ 一般会計負担の考え方

当該公立病院の役割に対応して一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方及び一般会計等負担金の算定基準(繰出基準) を記載

④ 医療機能等指標に係る数値目標の設定

果たすべき役割に沿った医療機能を十分に発揮しているかを検証する観点から、適切な医療機能等指標について、数値目標を設定

⑤ 住民の理解

当該病院が担う医療機能を見直す場合には、これを住民がしっかりと理解し納得してもらうための取組を実施

19

新公立病院改革ガイドラインの内容②-3

(2) 経営の効率化

① 経営指標に係る数値目標の設定

- 経常収支比率及び医業収支比率については、必ず数値目標を設定
- ・ 自らの経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を自主的に設定

② 経常収支比率に係る目標設定の考え方

- 公立病院が担っている不採算医療等を提供する役割を確保しつつ、対象期間中に経常黒字(すなわち経常収支比率が100%以上)化する数値目標を設定
 - 1) 一つの経営主体が複数の病院を持ち、基幹病院とサテライト病院のように機能を補完しながら一体的に運営している場合▶ 複数の病院を合わせて経常黒字化の数値目標をつくることができる。
 - 2) 新会計基準により過去分の退職給付引当金を複数年で経常費用に計上している場合
 - ▶ 注記した上で過去分の退職給付引当金を除いて経常黒字化の数値目標をつくることができる。

③ 目標達成に向けた具体的な取組の明記

数値目標の達成に向けて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするかを明記

4) 留意事項

- 医師等の人材の確保・育成
 - > 地域医療支援センターや地域医療介護総合確保基金等を通じた取組
 - ▶ 中小規模の病院も積極的に研修医・医学生等の研修受入れ
 - > 大規模病院においては、中小病院等への医師派遣や人材育成に関する連携・支援
- · 人材登用·人材開発
 - > 経営感覚に富む人材を幹部職員に登用(外部からの登用も含む。)
 - > 外部人材の活用、専門的なスキルをもった職員の計画的な育成等事務職員の人材開発
- 民間病院との比較
- ・施設・設備整備費の抑制
 - > 建築単価の抑制
 - > 近年の建設費上昇の動向を踏まえた整備時期の検討
 - > 民間病院・公的病院の状況も踏まえた整備面積の精査
- 病床利用率が特に低水準である病院(過去3年間連続して70%未満)における収組
 ⇒ 病床数の削減、診療所化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなど、再度抜本的な見直しを検討

VV

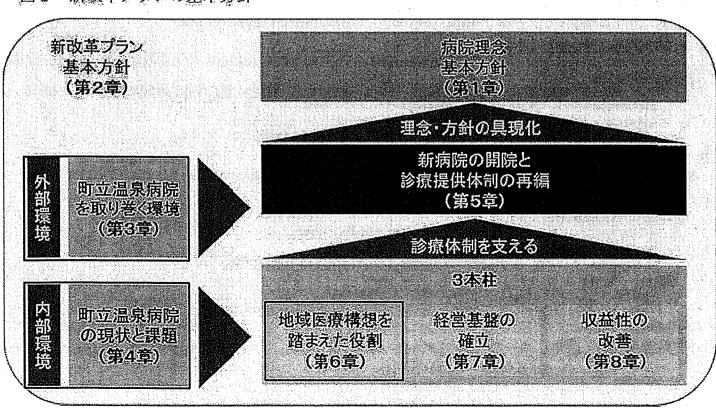
(参考2) 新公立病院改革プランの実例

21

那智勝浦町立温泉病院 改革プラン①

○ 新改革プラン概要

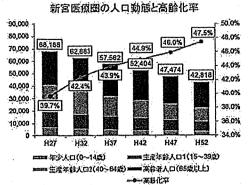
図1 新改革プランの基本方針



那智勝浦町立温泉病院 改革プラン②

○ 町立温泉病院を取り巻く環境

図2 新宮保健医療圏・那智勝浦町人口動態と高齢化率



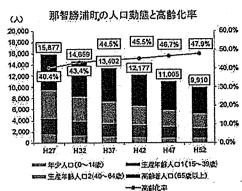
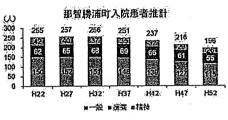
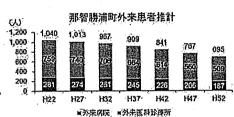


図3 那智勝浦町入院・外来患者推計





人口減少、高齢化が進む



○ 入院患者、外来患者ともに減少すると推計

23

那智勝浦町立温泉病院 改革プラン③

)町立温泉病院の現状と課題

表 2 前改革プランの達成状況

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
The state of the s	(四省)	(計画)	(番指)	(音音)
項目	実績	実積	実統	突続
manuful (III)	95.3	99,4	100.3	101.0
提常权支比率(省)	97:4	100.8	100.2	97,3
取取的与比率(%)	59.8	56.1	56.4	56.2
经税税争成率(2)	58.9	.56.3	58.1	59,5
etects Scientify (as 5	70.6	76,7	76.7	80.0
病床利用率(%)	70.6	73.2	71.1	67.7
TIL-TOO BYON	21.0	21.0	21.0	21.0
平均在院日数(日)	19.8	20.8	20.1	19.5
医全双支比率(%)	89.6	94.0	94.7	95.2
医表现文化华(%)	91.3	94.6	93.7	90.9
入院单衙(円)	27,368	27,803	27.850	28,000
(一般病性)	27,482	28,971	28,775	28,277
入院埠雪(円)	12,017	12,452	12.650	12,500
(俊善病性)	12.033	13,452	14.054	14,592
A SECURITION OF THE SECURITIES OF THE SECURITION OF THE SECURITIES OF THE SECURITION	235,5	250.0	260,0	·265.0
外来一日平均患者数(人)	234.8	224.3	221.0	218.9
A she l'é ma temb	13,164	13,499	13,674	13,500
外来单位(円)	13,285	13,609	12,754	13,123
	400	400	400	400
教念報送による由各数(人)	530	557	625	728
F 75 14 55 (14.5	111	100	100	200
与销件数(件)	127	107	121	109
M=10=0786713	10	10	11	12,
常勤医贷数(人)	10	11	11	10
And and 100 and 100 areas (00)	▲91	A13	7	21
经常损益(百万円)	A57	15	4	A51

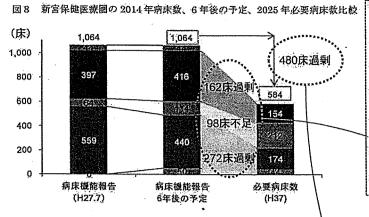
図 6 那智勝浦町立温泉病院の患者状況(平成 28 年 12 月 1 日の入院患者 116 人)



- 前改革プランにおける未達事項が多い(手術件数、病床利用率等)
- 入院患者のうち、手術実施割合は低く(4.3%)、リハビリテーションの実施率は高い(89.7%)

那智勝浦町立温泉病院 改革プラン④

○ 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割



- 新宮保健医療圏では、高度急性期と急性期を 合わせて272床過剰、療養病床は162床過剰と なっている一方、回復期は98床不足
- 新病院では
 - ・ 療養病床(60床)を廃止し、新たに障害者病棟 (30床)を新設

 - ・ 一般病棟 (地域包括ケア病床) 30床と合わせて、 60床を回復期とする
- 新宮保健医療圏では、病床数全体では 480床過剰
- 新病院では、地域医療構想を考慮する とともに、当院に求められる医療機能を 考慮し、現在の150床での運用から120床 に減床し、全体的な病床過剰状態に対応

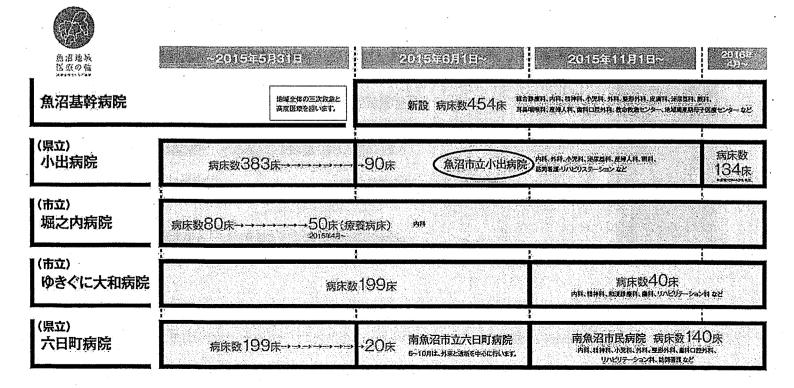
表3. 当院の病床再編

医疾损能	旧病院 (平成 29 年度まで)	新病院 (平成 30 年度以降)	新病院で算定する 入院基本科
高度急性期	0床	0床	
急性期	45 床	30 床	一般病棟 10:1
回復期	45床	60 床	一般病棟 10:1 地域包括ケア病棟 13:1
侵性期	性期 60 床 30 床		阵害者病棟 10:1
#	150 床	120床	

25

魚沼地域医療再編の概要

○ 魚沼地域 公立病院再編一覧表(2015年6月~)



魚沼市立小出病院 改革プラン

○ 改革プラン記載抜粋(再編実施後の経過)

(1) 再編対象病院の現況

(表 14)

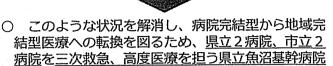
再絕前	再稿前 再稿後(H28年4月1日現在)		日現在)	計画病床数(開設予定時期等)		
		県立魚沼基幹病院 (新設)	308 床	454.床	未定(職員確保状況 により順次)	
桌立小田病院	383 床	魚沼市立小出病院	90床	134床	H29 年 4 月 1 日に 44 床増床予定	
魚沼市立堀之内病院	80床	同左	50 床	50床	H29年4月1日に 無床診療所化予定	
県立六日町病院	199 床	南魚沼市民病院	140床	140床		
南魚沼市立ゆきぐに 大和病院	199 床	同左	40 床	40床		

(表 3) 入院患者数

	平成	27年度	平成	28 年度
	患者数(人)	病床利用率(%)	患者数(人)	病床利用率(%)
4月			2, 534	93, 6
5月			2, 536	90. 9
6月	1,965	72.8	2, 505	92.8
7月	2, 492	89.3	2, 442	87.5
8月	2, 683	96.2	2, 506	89.8
9月	2, 457	91,0	2; 365	87. 6
10.月	2, 665	96.5	2, 635	94.4
11月	2, 419	89.6	2, 516	93, 2
12月	2, 350	84, 2	2, 466	88.4
1月	2, 408	86.3	2, 502	89. 7
2月	2, 241	85. 9	2, 330	92.5
3月	2, 474	88. 7		
計	24, 154	88.0	27, 337	90.9

・病床利用率は27年度、28年度とも平均が85%を超え、高い値となっています。

- 魚沼医療圏には救命救急センターがなく、重篤な 患者を1時間以上かかる圏域外の病院に搬送する必 要があった
- 圏域内に同規模同機能の公立病院が並存していた ことから、医師等の医療資源が分散し、非効率な医 療体制となっていた



- (新設) と初期医療を担う周辺病院に再編・ 県立2病院を市立2病院(小出病院、南魚沼市 民病院)に移管、病床縮小のうえ建替え
- ・ 残り2病院(堀之内病院、ゆきぐに大和病院) は病床縮小



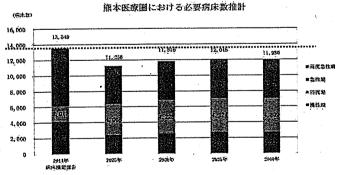
- 医療再編により、救急患者の<u>圏域外</u>(長岡の日 赤、立川、長岡中央)<u>搬送割合が7.9%から2.9%に</u> 減少
- 小出病院においては、魚沼基幹病院から専門外来 の助勤医師派遣体制が確立されたことにより、安定 した運営が可能となった

27

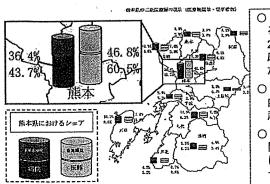
熊本市民病院再建基本計画 1

2 現状と課題

(1) 熊本医療圏の現状

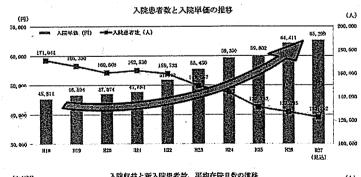


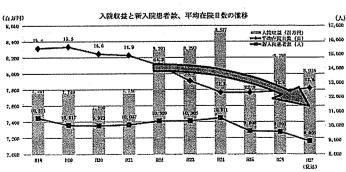
 熊本医療園に所在する医療機関で受験する患者の割合(%)
 主な疾病等 がん 随卒中 念性心筋梗塞 救命・救急 周産期 小児 熊本医療園(患者性所地) 96.7% 94.5% 93.4% 98.9% 100% 90.83
 熊本民産体に占める熊本医 療体現金体に占める熊本医 変関の患者シェア(他医療 56.2% 44.9% 41.4% 63.9% 88.5% 65.09
 圏からの流入患者を含む)



- 熊本医療圏におけ る現状の病床数は、 2025年以降の必要病 床数と比較し、余剰 が生じている
- 全ての疾病で圏域 内での受療率が90% 超
- 各医療圏の医療機関数、医療従事者数は、熊本医療圏への一極集中傾向がある

(2) 熊本市民病院の現状と課題 ① これまでの経営状況と課題





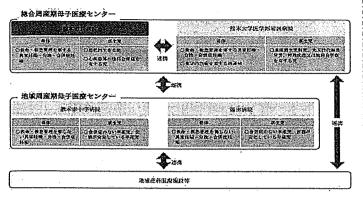
- 入院単価は7:1看護体制への移行や、平均在院日数の短縮等で上昇
- 5年前 (H22) との比較では入院患者数が23.2%減少しており、収益も減少傾向

78

熊本市民病院再建基本計画 2

2 現状と課題

- (2) 熊本市民病院の現状と課題
 - ② 医療機能の現状と課題
- (ア) 総合周産期母子医療の現状と課題



INICU	等の病床利用率		***			(単位:人)
华度	IN	cu	GC	U	MF	CU
44	延入院患者数	府床利用串	延入院患者数	病床利用串	延入院患者数	病床利用率
H25	5,488	83.5%	7, 484	85. 43	1, 863	85. 1%
H2G	5,878	89.5%	7, 957	90.8%	1,916	87. 5%
H27	6, 580	99.9%	7,838	89, 2%	1,806	82. 2%

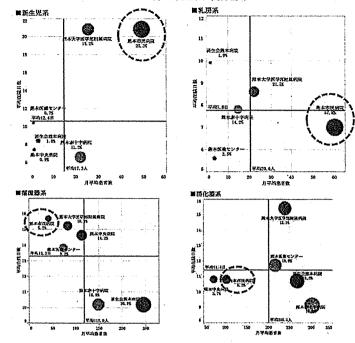
○ 総合周産期母子医療センターとして、他の周産期母子医療センター(熊本大学医学部附属病院、医療法人愛育会福田病院、熊本赤十字病院)との役割分担に基づきながら、超低出生体重児、心疾患等の他科合併症を有する児、救命救急管理を要する異常妊娠・分娩・合併症妊娠の母体を受け入れることとなっています。

(I) DPCデータにみる当院の現状と課題

① シェアが比較的高いMDC:新生児系、女性生殖器系、乳房系、耳鼻咽喉科系

シェアが特に低いMDC : 消化器系、呼吸器系、循環器系、眼科系、

腎・尿路系、内分泌系



«熊本医療圏におけるMDC分類別シェア»

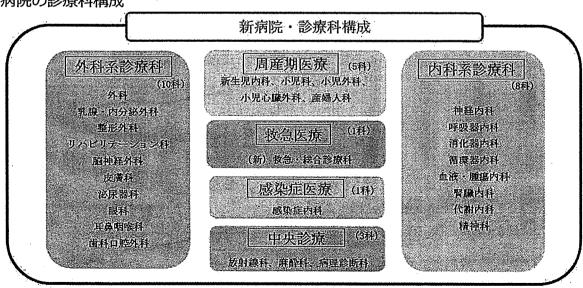
○ 右下に位置するほど患者数が多く、入院期間が短いことを表わす。また、円の大きさは医療圏における患者数のシェアを表わす。

治数のシエアを取わり。 (厚生労働省「診療報酬調査専門組織・DPC分科会」の資料(H27.11.16)を基に作成)

DPCデータ:分析可能な全国統一形式の患者臨床情報、診療行為のデータ MDC:世界保健機関 (WHO) が制定しているICD-10分類「疾病及び関連保健問題の国際統計 分類第10回修正」に基づく18の主要診断群

熊本市民病院再建基本計画 3

- 4 診療科目・病床数
- (2) 新病院の診療科構成



《診療科構成の考え方》

統合 : 内科、小児循環器内科、消化器外科、呼吸器外科、リウマチ科、産科、婦人科

非常設:心臟血管外科

: 救急・総合診療科

- 1 周産期医療の提供に必要不可欠な診療科目
 - 関連する診療科は、関連度、緊急性により整理
- 2 救急医療の提供に必要不可欠な診療科目
 - ・ 救急医療体制を更に強化し、総合的診療体制を充実させるため、救急・総合診療科を新設
- 3 がん医療について
 - 高齢化によるがん患者の増加や女性特有のがんへの対応も踏まえ、効果的ながん医療を実施

30

熊本市民病院再建基本計画

診療科目・病床数

(3) 病床数

«病床数の考え方»

収支予測からの検討 病床規模別収支予測から、新病院建設後6年目に収支がほぼ均衡する病床数は380床程度

初庆教	450床	400床	380床	370床	350床	300床	250床
和床利用署				85%	:		
病院事業収益	12,854	11,872	11,460	F1, 242	10,853	9,816	8,78
病院事業費用	12,061	11,632	11,433	11,341	11, 149	10, 645	10, 20
収支差額	793	240	27	△ 99	△ 296	△ 829	△ 1,41

将来需要予測からの検討・

地域医療構想における熊本医療圏の2025年の病床増減率を用いて試算

地域包括ケアシステムの構築に資する観点から回復期に係る病床を設置

	熊本医療団			熊本市	民病院
医療機能	增放平 (※)		115 (H27) 4 末機能概告(s		制构实想走
			NICU	18	
高度急性期	A44.15	66	VFICU	21: 6	4g (±0)
mix is is m	233.19	"	HCU	12	10 (48)
	<u></u>		ICU	6	40. X-7,37
急性期	▲23,4%		371		-264 (▲107)
回復期	82.3%				50 (+50)
设性期	A41.2%		-	,	.
合計	A 15. 25		437		372 (465)

2015 (H27) 年病床機能報告における病床数と2025 (医療機関所在値ベース) との比較における増減率

医投模能	38 Si	窃床数	鬼的	1914年	হণা_
	NICU		18	四衛期 (新生児)	
政策医盘	GCU	76	24		現状数を維持
M H ISSN	MFICU] "	6	四茂別(近日)	
	小児病性		28	四度期・小児	
共通体門	нси	18	12	周茂期、飲 急	
35 55 150 [7]	ıcu		6	MIRINI, EAL	
念往期	一般宿床	286	(236)	外科采贷投付 内科采贷投行	政策医療を除く等体数286~330年の 及小館。 一般研修による当性別数額を中心 に、特別資準や政策領域を財主えた 関徴別様能も有する。
超级期	地域包括 ケア病床等		(50)	為幹者表達 (心疾患、肺炎、骨折) 等	
	क्षेत्र	3	80		

事 務 連 絡 平成 29 年 8 月 16 日

各都道府県衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想調整会議における議論の進捗確認について(依頼)

平素から医療行政に関し御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、各都道府県におかれましては、地域医療構想の達成に向け、地域医療 構想調整会議における議論を進めていただいていることと存じますが、厚生労 働省といたしましても、その議論の進捗状況を把握したいと考えております。

「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論を踏まえ、別添のとおり把握すべき事項をまとめておりますので、必要事項を記入の上、<u>平成29年8</u>月28日(月)までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容について、集計結果等を同検討会等で利用する 可能性がありますことを申し添えます。

都道府県名 構想区域名	広島
1. 調整会議の開催状況等(今後の予定含む)	
会議名称:	
開催日時	協議内容・決定事項等(予定の場合は議題等)
स स	
平阪・年 月 日(予定) ※適宜行を追加してください。 ※適宜行を追加してください。 ※各回の参加者が分かる資料を添付してください(様式任意)。	※付してください(様式任意)。
2. データ共有の状況等	
① 平成28年度病床機能報告に「部在社会 医海機関の	病院 (新) (新数)
報言が多点核被割の数字報告を存成時の数	
木花は一部の内の大名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名の本名	
※医療機関毎の状況を右に記載するニー	はolで替促、調整会議に招集じ理由を聴取、等
,のこと ※適宜行を追加してください	
•	(督促等を実施していない場合は、その理由をここに記載すること)
調整会議における未報告医療 機関の議論の状況	(1. 実施した 2. 実施する予定が決まっている 3. 実施を検討 4. 実施する予定なし 5. その他) (議論の内容や結論、議論していない理由等について、ここに記載すること)
の宗庙単位が非致働がある病域に関する理状抑据	广盟才名语状护握
<u> </u>	マンボンコンボー (施設) くうち病院 (施設) うち有床診療所 (施設) うち有床診療所 (
非稼働の理由の確認状況 ※医療機関毎の状況を右に記載 するニア	(医療機関名) (設置主体) (非稼働の理由、今後の運用見通し等) (のの病院 (のの (のの (のの (のの (のの (のの (のの (のの (のの (の
、	△△診療所
調整会議における非稼働病棟 の議論の状況	(1. 実施した 2. 実施する予定が決まっている 3. 実施を検討 4. 実施する予定なし 5. その他) (議論の内容や結論、議論していない理由等について、ここに記載すること)

(3)区域全体の海床機能報告の海床機能したの海床級の	の液不衡にこれの液不数の	有中刻方が、	版体の必要量との比較			
	1001		中中的中华	2025年の病床数の	既存病床数	基準病床数
	十成20年版	十成2/年版	十成40十岁	必要量(推計結果)	(●年●月●日時	(●年●月●日時
高度急性期	199	261	260	991		
急性期	299	282	819	0IK7		/
回復期	081	180	180	9 19	//	
慢性期	1,129	1,069	1,033	478		/
十三个	2,169	2,095	2,091	1,559		
地域医療構想の策定年月	平成28年3月		*	※既存病床数については、平成29年4月以降の状況を記載するこ	、平成29年4月以降0	0状況を記載するこ

	平成26年度	十成2/平歧	十成20十岁	必要量(推計結果)	(●年●月●日時	(●年●月●日時	
高度急性期	1991	261	260	156			
低 作	7399	282	8119	410	/		
回復期	08L	[08]	08).	[21]2			
慢性期	671-1	1,069		478			
中中	2,169	2,095	2,091	1,559			
地域医療構想の策定年月	平成28年3月		*	※既存病床数については、平成28年4月以降の状況を記載すること	、平成29年4月以降の)状況を記載すること	
④各医療機関の病床機能報告結果の変化	帯果の変化	-		,	5	Discharge and Land an	
6年後に過剰な医療機能に転換する医療機関数	0	0 (施設)	く うち 病院	0 (施設)	うち有床診療所	0 (施設) >	
		病床数		平成28年度報告に			

(4)や 対数 極関 の を 化 数 形 報 口 記 来 の 後 い	米りダラ					,	
6年後に過剰な医療機能に転換する医療機関数		0 (施設)		< うち 病院	5 (施設)	うち有床診療所	0 (施設) >
	(压油油四)	荒	病床数	犯罪十七	平成28年度報告にせいる おけん おいき	6年後6甲海湖岩	過剰が雑舎への財金の軍由の第一
6年後に過剰な医療機能に転換する医療機関の状況	(丙萘核医力)	(一十一)	(療養)	京	あるながある。 療機能	の十分の一分が一般に	수 1. 보고 1. 오. 14 1. 보고 1. 수 1. 보고 1. 부모 1. 수 1. 보고 1. 수 1. 보고 1. 수 1. 부모 1. 수 1.
※医療機関毎の状況を右に記載							
すること							
※適何行を追加してください							
には、今を非にイナン・トー・持つ・中国		(1. 実施した	•	6する予定が決まつ	2. 実施する予定が決まっている 3. 実施を検討 4. 実施する予定なし 5. その他	4. 実施する予定な() 5. その他)
間後沢獺にもこの職舗の次次			(議論の内)	容や結論、議論して	論の内容や結論、議論していない理由等について、ここに記載すること)	(イニを非難はアニン、	

3. 具体的な機能分化・連携に向けた取組について (1)新公立病院改革プランと当該構想区域における公立病院の担うべき役割について

※医療機関毎の状況を石に記載	<u>公立病院の数</u> 各病院の状況 (医療機関	苑	病院) 病床数 (一般) (3	 海床機能 の組合性 (別表4~) (別表4~) (の)	巻名 で で で が 形 形 が か の の 形 が が の の の が が め り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	るに関する。 を調整を を調整を を調整を に を を を の を を の の の の の の の の の の の の の	新改革プランの概要	9 競聯	調器	1 WH 172	調整会議での議論の内容 議論していない場合は今後(予定等)
デを追加してください <u> </u>	機関毎の状況を右に記載									•	
	トー										
	こうに アンガゼン										
	ロコントの対対している。										

②特定機能病院の地域における役割と病床機能報告内容の確認について

4. 調整会議での協議が調わないとき等の対応について

(協議が整わない場合における対応方針について、調整会議で議論している場合はその内容を、また、協議が整わなかった個別医療機関の事案がある場合にはその状況をここに記載すること)

5 地域住民・市区町村・医療機関等への普及啓発の状況

国数今難ら浴がしぐ非		こんの無)		(HPで公表している場合に、ORLをしこ記載するしの)	
可能な残り気作りか					ACTOR OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PA
当数 与 報 ら 解 性 に の に に に に に に に に に に に に に		こ神	••	何で、してつめし 引引 ある のうかく	
与用内嵌 と 践 上 来 ら	Property and the second of the			1	
大田 世 古 中 古 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 市 市 市	(田内田)	(林林)	(参加人数)	(ゆくば出)	
表 3 1			Contract of the	10 TO	
世 7 に 配 年 5 日 7 日					
そこし こうかん 田子 くっこ					
919					
ンドでリーラートンストン			1913		
一、※回回にお記録していい。		The property of the second sec			